

進路決定届をご記入いただく前にご一読ください

一橋大学 学務部

- この届は、大学院での教育の達成度を測る基礎的な資料として活用しますので、できるだけ詳しくご記入ください。また、今後の教育内容等検討のため、研究科内で活用するほか、個人が特定されない形で進路先を社会学研究科のウェブサイトに掲載することがあります。
- 様式は両面印刷の1枚ものとしてご提出ください。
- 修了後の連絡先や進路について提出日時点で未定であっても、修了（もしくは退学）日以前に確定した場合は、社会学研究科事務室に来室して追記をするか、更新した書面を添付したメールを社会学研究科事務室教務担当宛て（soc-km@ad.hit-u.ac.jp）に送信してください。
一度、提出したのち、修了後の進路が変更となった場合も同様となります。
- 修了日は修了式の日付を、退学日は退学する月の末日をご記入ください。
- ご記載いただいた連絡先に、本学または文部科学省が実施するアンケート調査への協力依頼等をお送りする場合があります。

・《大学院 OB・OG 名簿への連絡先等の掲載について》

修士課程修了者で企業・官公庁等に就職する方には、「大学院 OB・OG 名簿」掲載のご協力をお願いいたします（名簿の作成および管理はキャリア支援室がおこないます）。

名簿に連絡先等（氏名、就職先名、新卒・転職／再就職の区分、修了した研究科・課程・年度、指導教員、電話番号、E-mail）を掲載すること、および在学生によるOB・OG訪問への対応に許諾くださる場合は、該当箇所にチェックをしてください。

※氏名、就職先名、新卒・転職／再就職の区分、修了した研究科・課程・年度の掲載は必須とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、名簿への掲載にかかわらず、記入いただいた内容は、個人情報保護の観点から安全かつ適正に管理いたします。

・《進路について》

「就職および復職等」、「進学」、「その他」、のなかであなたに該当するもの1つに□をつけたうえで、詳細を記入してください。

「就職および復職等」に該当する方は裏面①～⑤の項目すべてについて詳細をご記入ください。

進路決定届(2020年度版)

提出日 年 月 日

社会学研究科 課 程： 修士課程 ／ 博士後期課程 専 攻： 指導教員： 学籍番号： フリガナ 氏 名： 生年月日： 年 月 日 (歳)		《修了後の連絡先》 〒 _____ 住 所： 電話番号： E-mail： 年 月 日 修了 ・ 退学
<p>《大学院OB・OG名簿への連絡先等の掲載について》 ※修士課程修了者のみ記入してください</p> <p><input type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可</p> <hr/> <p>※「掲載可」にチェックをした方は、下記項目のいずれかにチェックをしてください（特にお断りがない場合、氏名、就職先名、新卒・転職／再就職の区分、修了した研究科・課程・年度の掲載は必須とさせていただきますので、ご了承ください）。</p> <p><input type="checkbox"/> 電話番号・E-mailともに掲載可 <input type="checkbox"/> 電話番号のみ掲載可 <input type="checkbox"/> E-mailのみ掲載可 <input type="checkbox"/> その他の条件あり（具体的に _____ 例：匿名など）</p>		

《進路について》 該当するもののいずれかに□をしてください。進学・その他の場合は詳細も記入してください。

就職および復職等 (⇒詳細は裏面にかならずご記入ください)

※PD・博士研究員の場合は「就職および復職等」ではなく「その他」を選択してください。

進学 (A)

- 本学大学院の博士後期課程
- 本学大学院以外の博士課程（進学先の名称： _____ ）
- その他（進学先の名称： _____ ）

その他 (J)

- 日本学術振興会特別研究員 (PD、SPD、RPD) (本学・他大学 [大学名 _____] (J)その他)
- 進学準備 (J)進学準備中
- 就職準備 (就職活動をおこなう
 - 起業準備 (※「起業」の場合は上記「就職及および復職等」に□の上、裏面に記入のこと)
 - 公務員試験準備 教員採用試験準備 公認会計士試験準備
 - その他 (_____) (J)就職準備中
- 日本留学から帰国後に就職活動をおこなう (外国人留学生の場合) (J)就職準備中
- 日本留学から帰国後の進路は未定 (外国人留学生の場合) (J)その他
- その他 (具体的にお書きください 例：家事手伝い、主婦等) (_____) (J)その他
- 未定 (上記以外の者) (J)その他

<裏面につづく>

表面で「就職および復職等」に☑をされた方のみ、以下もご記入ください。

①いずれかに☑をつけてください。

- 就職（新卒の場合） 転職・再就職（大学院入学前に職務経験がある場合）
 休職していた企業等に復職 在職のまま通学 起業、またはフリーランス (F)
 その他（具体的に _____)

※外国人留学生は下記の該当するものに☑をつけてください。

- 日本で就職 出身国・地域に戻って就職（国・地域名： _____)
 それ以外の国・地域に就職（国・地域名： _____)

②就職／勤務先名

所在地

※大学に就職する場合は、下記も記入してください。

学部・研究科 所属の専門分野

役職 教授 准教授 専任講師 助教 助手 その他（具体的に _____)

③産業分類 ※いずれかに○をつけてください ※総務省ウェブサイト「日本標準職業分類」、または下記 URL を参考にすること
http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/pdf/industry-classification.pdf

E[4]には医薬品・化粧品製造業も入る。Gにはマスコミ・IT関連企業が入る。I[1]には日本たばこ産業株も入る。L[3]には経営コンサルティング、広告業も入る。R[2]には人材サービス業、経済団体・労働団体、学術・文化団体も入る。Qに入るのは日本郵便株のみ。

- A.** 農業・林業 **B.** 漁業 **C.** 鉱業 **D.** 建設業 **E.** 製造業 [1. 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業
3. 印刷・同関連業 4. 化学工業・石油・石炭製品製造業 5. 鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業 6. 械器具製造業
7. 電子部品製造業 8. 電気・情報通信機械製造業 9. 輸送機械器具製造業 10. その他の製造業]
F. 電気・ガス・熱供給・水道業 **G.** 情報通信業 **H.** 運輸・郵便業 **I.** 卸売・小売業 [1. 卸売業 2. 小売業]
J. 金融・保険業 [1. 金融業 2. 保険業] **K.** 不動産業 [1 不動産取引・賃貸業 2 物品賃貸業]
L. 学術研究・専門・技術サービス業 [1. 研究機関 2. 法務 3. その他] **M.** 宿泊業、飲食、サービス業
N. 生活サービス、娯楽業 **O.** 教育・学習支援業 [1. 学校教育 2. その他] **P.** 医療・福祉 [1. 医療業 2. 社会福祉]
Q. 複合サービス事業 **R.** サービス業 [1. 宗教 2. その他] **S.** 公務 [1. 国家公務 2. 地方公務]

上記以外、または分類が分からぬ場合（具体的に _____)

④職業分類 ※いずれかに○をつけてください ※総務省ウェブサイト「日本標準職業分類」、または下記 URL (p.7～) を参考にすること
http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/pdf/industry-classification.pdf

a. 管理的職業 <課長以上の役職に就く方。いわゆる「管理職」>

b. 専門的・技術的職業従事者 [1.研究者 (b1) 2.教員 (b8)]

3.情報処理・通信技術者 ※システムエンジニアを含む (b6)

4.その他（具体的に _____) ※その他にはコンサルタント・記者・編集者・通訳(b14)を含む

大学教員（ジュニアフェローを含む）は、授業やゼミを担当する場合「教員」、担当しない場合「研究者」を選択してください

c. 事務従事者 <総務・人事・経理・企画等の業務を、課長以上の役職の指示により行う方。いわゆる「事務職」>

d. 販売従事者 <有価証券売買、商品売買上の交渉等を行う方。いわゆる「営業職」と「販売職」>

e. サービス職業 <家事サービス・介護・調理・接客など個人に対するサービスを行う方>

f. 保安職業 **g.** 農林漁業 **h.** 生産工程従事者 **i.** 運送・機械運転従事者 **j.** 建設・採掘従事者 **k.** 運搬・清掃等従事者

上記以外、または分類が分からぬ場合（具体的に _____)

⑤採用区分 ※いずれかに○をつけてください

1: 無期雇用労働者 (G)

2: 有期雇用労働者（雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）(H) (再掲)

3: 有期雇用労働者（雇用契約期間が1年以上でフルタイム勤務相当でない者）(H)

4: 有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上1年未満の者）(H)

5: 臨時労働者（雇用契約期間が1か月未満の者）(I)

任期付き教員は「2」「3」、
非常勤講師は「4」を
選択してください

※「フルタイム勤務相当の者」とは、1週間の所定労働時間が概ね40～30時間程度のものを指します。